



金沢市公報

号外第3号

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

●条 例

○金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	(人 事 課)	1
○金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(こども相談センター)	7
○金沢市企業局経営審議会設置条例	(企業総務課)	16

ページ

○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	17
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	17
○職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	18
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	19

条 例

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 韶

◎金沢市条例第1号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員及び短時間勤務職員の給与の特例に関する必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用す

ることができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員のうち、同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）にあっては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。）
第16条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認
(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給料の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 級	給 料 月 額
1	円 393,000
2	441,000
3	493,000
4	556,000
5	636,000
6	742,000
7	866,000

2 任命権者は、前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

号 級	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務

5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第10条から第11条まで、第12条の5、第23条の2及び第23条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の2中「第10条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項中「第10条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である短時間勤務職員及び技能労務職員である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項、第6項及	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た

び第7項		額とする
第13条第2項 第2号	定年前再任用短時間勤務職員	金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(同条例第1条の短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(企業職員(同条例第4条第3項の企業職員をいう。)である短時間勤務職員及び技能労務職員(同項の技能労務職員をいう。)である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。)
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第23条の6の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第23条の6	第5条第3項から第10項まで、第10条の3及び第11条	第11条、第12条の5及び第13条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 任期付短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第31条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)	金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(同条例第1条の短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(企業職員(同条例第4条第3項の企業職員をいう。)である短時間勤務職員及び技能労務職員(同項の技能労務職員をいう。)である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。)
	第2条第3項	第2条第4項

(特定任期付企業職員についての企業職員給与条例の適用除外等)

第10条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条の2第1項、第5条、第5条の2及び第5条の4の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員である職員(以下「特定任期付企業職員」という。)には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第4条の2第2項及び第11条の3の規定の適用については、企業職員給与条例第4条の2第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、企業職員給与条例第11条の3中「第4条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である職員に対する給与条例第27条第1項の規定の適用については、同項中「技能労務職員(会計年度任用職員を除く。)」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である職員」と、「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」とする。

(企業職員である任期付短時間勤務職員についての企業職員給与条例の特例等)

第11条 第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員である短時間勤務職員に対する企業職員給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「育児休業法第18条第1項」とあるのは、「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第4条」とする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である短時間勤務職員に対

する給与条例第27条第1項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員については、扶養手当」とあるのは、「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である短時間勤務職員（同条例第1条の短時間勤務職員をいう。）については、扶養手当、住居手当」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

2 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第4条」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第17条に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員についての金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額

金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第2号

金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定による一時保護施設（同条第1項に規定する一時保護施設で本市の児童相談所に設置するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

6 一時保護施設は、入所している児童の権利の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 一時保護施設は、施設防災計画（施設に入所している児童の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している児童の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

- 3 一時保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所している児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所している児童に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、第3項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
(差別的取扱いの禁止)

第9条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得よう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少數の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダー・アイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さんざん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）第20条第4項の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準府令第21条第1項第1号の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学

校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第21条第1項第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適當と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの
(心理療法担当職員の資格)

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあっては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第26条 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設

- 内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少數の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

- 第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

- 第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

- 第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。
- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第32条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項について、規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設は、入所している児童又はその保護者等からの苦情及び相談、入所している児童の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第16条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条

において「児童福祉施設設備運営基準」という。) 第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

第3条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないうことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

第4条 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

金沢市企業局経営審議会設置条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第3号

金沢市企業局経営審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）の健全な経営を確保するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、金沢市企業局経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、公営企業の経営に関する重要事項について、調査審議するほか、当該重要事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) その他管理者が必要があると認める者

2 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解

嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第4号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「広報及び広聴」を「情報化」に改め、同条第2号中エを削り、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報に関する事項

第2条第6号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広聴に関する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第5号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,862人」を「1,892人」に、「260人」を「233人」に、「336人」を「338人」に、「440人」を「445人」に、「3,294人」を「3,304人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第6号**職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例**

職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、「」を「及び」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を改正後の第8条の3第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

◎金沢市条例第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の1号を加える。

(7) 市立保育所及び児童相談所において提供される職員の給食に係る経費

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月27日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄